

# オンライン事例検討におけるガイドライン作成の取組

○ 静岡福祉大学 檜木博之

## 要旨

静岡県医療ソーシャルワーカー協会（以下県協会）では、東・中・西部ごとに事例検討を実施している。新型コロナウイルス感染拡大以降は、対面ではなくオンラインで実施するようになった。その際に事例の配布方法や事例検討の進め方等、実施する上で課題が出てきた。これらの課題に対し、県協会では「オンラインで実施する事例検討ガイドライン」を作成したので、その取り組みを紹介する。

## 1 目的

県協会で行われる研修は、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面ではなくオンラインで実施するようになった。東・中・西部ごとに実施している事例検討においても同様に、オンラインで実施している。事例検討を行う際に、事例の配布の仕方や事例検討の進め方等の課題が出てきた。そこで県協会では、オンラインで行う事例検討のガイドラインを作成することとした。本発表では、そのプロセスを振り返るとともに、作成することの意義を明らかにすることを目的とする。

## 2 倫理的配慮

本発表を行うにあたり、県協会理事会にて承認を得ている。また、本発表は特定の個人情報扱うことがなく、静岡県ソーシャルワーク実践研究会倫理規定に基づいている。

## 3 作成のプロセス

オンラインで事例検討を行うようになった当初、事例概要を配布することなく口頭のみで報告したため、参加者の理解が深まらなかった。また、グループに分かれずに行ったため、一人一人が意見を述べるにとどまり、議論が深まらなかった。そのため事例検討を行ってはみたものの、対面よりも効果が薄くなってしまったことが課題として残った。事例を参加者とどのように共有していくかについては、ルールを定めた方がよいのではないかとの声があがり、県協会理事会で検討することになった。そして「オンラインで実施する事例検討ガイドライン」を定めるに至った。

ガイドラインでは「事例検討に参加するのは、会員のみとする」と参加者を限定している。事例の配布方法は、「メールの場合、PDF 化しパスワードで保存したものとする」、「クライアント等の個人情報が入っている資料は、当日チャットでの配布を行わない」こととした。配布した

事例の取り扱いは、「事例検討終了後参加者は各自でデータ（ダウンロード・メールのデータ含む）を必ず消去する。データはパソコン等に保存しない」とした。また「事例資料を参加者以外に渡すことはしない」となっている。

事例検討への参加の仕方においても「原則として周囲に参加者以外の人がない状況にする」「事例検討に参加するには原則としてビデオオンにする」こととしている。また、「録画撮影、録音、スクリーンショットでの撮影を行わない」「事例で使用した資料を SNS 等のインターネット上に掲載しない」ことも明記している。

## 4 効果と課題

ガイドラインを作成したことで、オンラインで行う際のルールができたことにより、運営する側の迷いが解消された。事例の配布方法や運営の仕方についてもルール化されたことで、参加者にも周知しやすくなった。ガイドライン作成以降、各地区においてオンラインで事例検討を実施するようになった。

課題としては、配布した事例の取り扱いについては、消去することを参加者個人に委ねることになり、その確認ができないことである。そのため参加者にガイドラインの意味を周知していくことが課題になってくる。また、参加する場所も参加者に委ねることになってしまう。「周囲に参加者以外の人がない状況にする」ためには、個室で参加することが望ましい。しかしそのような環境を作ることが困難な人もいる中で、ガイドラインを徹底していくことができるかも課題として残っている。

## 5 考察

オンラインでの事例検討は、移動することなく職場や自宅で参加できる等、メリットも多い。そのためにルールを明確にしたガイドラインを作成したことの意義は大きいと考える。行っていく中で残された課題も検証していきたい。